（補足資料ー１）再生可能エネルギー開発に対する補助制度

【日本】

中小水力発電開発費補助金（資源エネルギー庁）：

（出典）http://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer/1802/180207a/

（1）事業目的・概要

この補助金は、中小水力発電開発事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費に対して、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が当該経費を助成する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

（2）事業期間

1985 年度～2030 年度

（3）事業スキーム

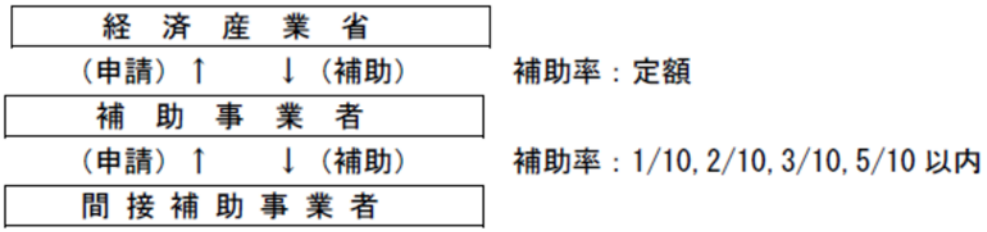

（4）事業内容

水力発電施設の設置等又は水力発電施設の設置等に係る新技術の導入を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、補助金を交付する事業。

中小水力開発事業（新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)）：

（出典）http://www.nedo.go.jp/activities/FF_00333.html

（1）事業の目的

水力発電は、近年、開発箇所が奥地化し小規模化している。このため、他電源と比べ開発コストが高く、初期の発電原価が他の電源と比較して割高になっている。本事業では、中小水力発電施設の設置等に要する費用に対して、建設費の一部を補助することにより、中小水力の初期発電原価を引き下げ、電源開発・利用の促進を図る。

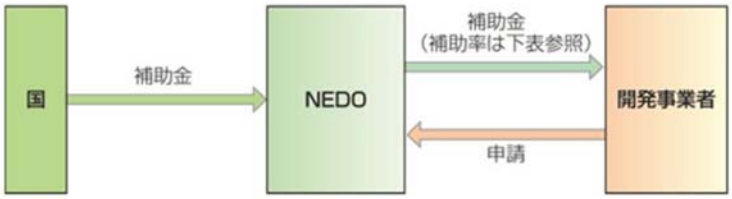

交付条件	(1)揚水式を除く一般水力発電のうち、出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の設置、改造を行う事業 (2)事業者の責に帰すことが出来ない損壊の復旧に伴って水車または発電機の改造を行い、100kW以上の出力が増加する事業 (3)出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電所の建設に当たり新技術の導入を伴う事業
補助率	(1)出力が5,000kW以下 1/5以内 出力が5,000kW超 30,000kW以下 1/10以内 (2)出力が5,000kW以下 出力増加割合以内 出力が5,000kW超 30,000kW以下 出力増加割合の1/2以内 (3)新技術を導入した部分 1/2以内

※(1)について経済性の低い事業は、1/10割増の特例措置が適用されます。

(2) 事業期間

平成 11 年度～平成 22 年度

(3) 交付条件および補助率

【交付条件】

1) 揚水式を除く一般水力発電のうち、出力が 1,000kW を超え 30,000kW 以下の水力発電施設の設置、改造を行う事業

2) 事業者の責に帰すことが出来ない損壊の復旧に伴って水車または発電機の改造を行い、100kW 以上の出力が増加する事業

3) 出力が 1,000kW を超え 30,000kW 以下の水力発電所の建設に当たり新技術の導入を伴う事業

【補助率】

1) 出力が 5,000kW 以下 1/5 以内
出力が 5,000kW 超 30,000kW 以下 1/10 以内

2) 出力が 5,000kW 以下 出力増加割合以内
出力が 5,000kW 超 30,000kW 以下 出力増加割合の 1/2 以内

3) 新技術を導入した部分 1/2 以内

小水力発電導入促進モデル事業（新エネルギー導入促進協議会）：

（出典）http://www.nepc.or.jp/topics/2015/0424_1.html

(1) 事業の目的

小水力発電の導入を促進するためにネックとなっている、開発規模の小規模化や立地制約等で生じる「高コスト体質」といった課題を解決するため、試験設備を使って実証するモデル事業に要する経費等を補助することにより、高性能で低コストな小水力発電関連技術の開発、

スケールメリットを活かせるような関連設備の標準化の促進、立地条件によらない効率的な事業運営モデルの開発など、現在の小水力発電を取り巻く各種課題の解決を目指す。

(2) 補助対象事業者

水車又は発電機の製造納入実績(ただし、設備の一部を改良し、新たに納入した実績も含む。)のある小水力発電設備メーカー又は水力発電設備を有する発電事業者（民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者)、非営利民間団体、又は地方公共団体等）が対象となる。

(3) 補助対象事業

小水力発電の導入促進を図るため、試験設備を用いた実用化に向けた実証事業であって、交付要件、規模要件等を満たす事業に対し、費用の一部を補助する。

(4) 補助率

補助対象経費の 2／3 以内

広域関東圏産業活性センター(GIAC) ／グリーン電力基金：

（出典)「グリーン電力基金」の設立について (http://www.tepco.co.jp/cc/press/00092701-j.html)

「グリーン電力基金」は、総合エネルギー調査会新エネルギー部会（2000 年 7 月 14 日）において電力業界が提案したもので、自然エネルギーの普及をさらに普及させるために、社会的な貢献の希望者からの寄付金をもとに、風力発電や太陽光発電の施設へ助成を行う制度。基金運営主体は財団法人広域関東圏産業活性化センター

(http://www.asien-jinzai.com/387.html)

地域新エネルギー等導入促進事業（新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)）：

（出典）http://www.nedo.go.jp/activities/ZZ_00321.html

事業概要

地方公共団体が「実施計画」に基づき実施する「設備導入事業」並びに当該導入事業に関して実施する「普及啓発事業」について、また非営利民間団体が「実施計画」に基づき実施する設備導入事業について、必要な経費の一部又は定額を補助する。

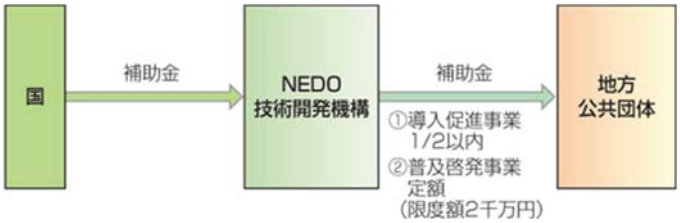

事業期間：1996 年度～2012 年度

発電出力：1,000kW 以下

【米国】

The State of Alaska Renewable Energy Grant(REF)

（出典）https://www.govgrantshelp.com/grants/45050-Renewable-Energy-Fund-REF-Alaska/

アラスカ再生可能エネルギー基金（REF）はエネルギーのコストを削減・安定させるために州のコミュニティを支援することでアラスカ住民へ利益を提供する。プログラムは、アラスカ州住民の利益のため、費用効果の高い熱や電力用再生可能エネルギーを生成するように設計されている。プログラムは、雇用を創出し、ローカルエネルギー資源を使用して、地域経済にお金を残している。

REF は、2008 年にアラスカ州議会によって設立され、2012 年に 10 年延長された。REF はアラスカエネルギー庁（AEA）によって管理され、アラスカ州での審査・競合で選抜された再生可能エネルギープロジェクト開発のために公的資金を提供している。

【英国】

Scottish Community and Householder Renewables Initiative(SCHRI):

（出典）http://www.gov.scot/Resource/Doc/129310/0030793.pdf

SCHRI は、スコットランド政府が資金を提供し、コミュニティベースや各世帯での再生可能エネルギー開発、再生可能エネルギー関連技術に対する意識向上、再生可能エネルギー関連産業の支援を行った。この支援制度は 2003 年 3 月に 3 年間の予定で開始されたが、2004 年に追加予算をつけて 2008 年 3 月迄実施された。

East Midlands Development Agency(emda):

（出典）http://www.eugris.info/displayorganisation.asp?o=24

East Midlands Development Agency は、地域経済発展に焦点を当てた政府機関である。 ビジネス競争力、人材スキル、雇用、投資機会の開発に焦点を当てている。

The Sustainable Development Fund of the Peak District National Park:

（出典）

http://www.peakdistrict.gov.uk/learning-about/news/archive/2009/news/sustainable-development-fund-helps-peak-district-grow-green

ピーク地区国立公園局（Peak District National Park Authority）が管理する持続可能な開発基金(Sustainable Development Fund)は、コミュニティや環境の維持や教育や社会福祉の促進に役立つ企業や団体に助成金を交付している。 助成金は、Defra（The Department for Environment, Food and Rural Affairs：環境食糧省）から年に約 20 万ポンド相当出されている。

Scottish Government Community And Renewable Energy Scheme (CARES):

（出典）https://www.localenergy.scot/

CARES は、失敗というリスクとプロジェクトの認可申請が比較的難しいと思われる再生可能エネルギー利用プロジェクトに深い関心を示すコミュニティに利益をもたらすように設計された再生可能エネルギープロジェクトに融資を提供する目的で、スコットランド政府は 2011 年 2 月 15 日、この新方式を発表した。プログラムは、スコットランド政府の代理として Local Energy Scotland が運営・管理している。

英国における Feed-in Tariffs のオフグリッド地域への適用

（出典）http://www.energysavingtrust.org.uk/renewable-energy/electricity/offgrid

英国において 2010 年 4 月に導入された固定価格買取制度（FIT）は、小規模な再生可能エネルギー発電および低炭素発電を促進するための政府のプログラムである。

この制度は、許可された小売り事業者に対して、最大 5MW までの認証された設備による発電と電力系統に供給される余剰電力を固定価格で買い取ることを義務付けている。買取価格は、発電量に対して支払われる「発電価格」と余剰電力売電量に対して支払われる「売電価格」が政府により設定される。

認証された全ての発電設備の電力が買い取りの対象となり、オフグリッド地域も例外ではない。ただし、オフグリッド地域の発電設備では、当然ながら余剰電力の買い取りは選択できない。

(参考) http://iea-retd.org/wp-content/uploads/2012/06/IEA-RETD-REMOTE.pdf

Page 147 “Institutional Framework/Support”